

# 運転免許「自主返納」の支援について

町では平成29年4月1日より、交通事故の抑制を目的として、運転に不安を持つ高齢者が運転免許を自主返納された方に対し支援事業を行っています。

運転に不安を感じている方は、本制度を機に自主返納のご検討をお願いします。

**支援を受けるには、  
中標津警察署等で自主返納の手続きが必ず必要です**

## 対象は？

以下を全て満たす方が対象です。

- 1 標津町に住所を有している方
- 2 申請時に満65歳以上の方
- 3 自主返納してから1年以内の方

## 運転免許の自主返納方法

運転免許の自主返納(申請による運転免許の取消)は「中標津警察署」など手続きができます。詳しくは中標津警察署へ

☎0153-72-0110

## 支援内容

- 標津町商工会商品券の最大30,000円以内を交付
  - 運転経歴証明書の発行に要した経費(写真代含)の補てん
- ※「運転経歴証明書」を取得した方のみとなります。運転経歴証明書とは、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として、利用することができる証明書です。

## 申請方法

必要書類を住民生活課(1階6番窓口)に提出するか、または郵送してください

### ★申請時の必要書類★

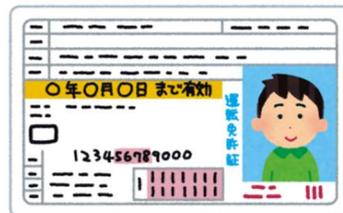
- ・裏面の申請書(必要事項を記入下さい)
- ・「申請による運転免許の取消通知書の写し」または「運転経歴証明書の写し」どちらか

## 【自主返納支援 利用者実績】

《平成29年4月～令和7年3月末まで》

これまで支援を受けた方は98名になります。

返納時の年齢	性別・人数	合計
65歳～69歳	男性 3名 / 女性 2名	5名
70歳～79歳	男性 8名 / 女性 24名	32名
80歳～89歳	男性 44名 / 女性 28名	72名
90歳～100歳	男性 8名 / 女性 0名	8名
合計	男性 63名 / 女性 54名	117名



《まずは、お気軽にご相談ください》

申請・問合せ先 〒086-1632 標津町北2条西1丁目1番3号  
住民生活課交通住民担当 ☎85-7243

様式第1号（第4条関係）

標津町運転免許自主返納支援事業申請書

標津町長

様

申請者 { 住 所 標津町  
氏 名 ⑩  
生年月日 年 月 日  
電 話

運転免許を自主返納しましたので、標津町運転免許自主返納支援事業実施要綱第4条の規程により、下記のとおり支援の申請をします。

記

<input type="checkbox"/> 標津町が申請要件の確認を行うにあたり必要があるときは、申請書に記入した項目及び納税状況について調査することに同意したうえで申請します。			
申請年月日	年 月 日	返納年月日	年 月 日
添付書類	・「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書の写し」 ・「運転経歴証明書発行手数料」及び「写真代」の領収書（申請者の負担がある場合）		
希望する支援 [ 2及び3は、ある場合に数字に○を付す ]	<input checked="" type="radio"/> 1 標津町商工会商品券 _____ 円分の交付		
	<input type="radio"/> 2 運転経歴証明書発行手数料の補てん		
	<input type="radio"/> 3 上記2の手続きに要した写真代の補てん		
上記支援の 2及び3の 振込先	金融機関		
	フリガナ 口座名義		
	口座番号		

※代理人申請の場合は以下にも記入及び押印のこと。

代理人氏名	⑩	連絡先	
住 所		続 柄	